

議案第9号

総社市手数料条例の一部改正について

総社市手数料条例（平成17年総社市条例第59号）の一部を次のとおり改正する。

令和6年2月27日提出

総社市長 片岡 聡 一

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正により、手数料の標準額が見直されたことから、消防法及び高圧ガス保安法に基づく手数料の額を改める必要が生じたため、関係条文の整備を行おうとするものである。

総社市条例第 号

総社市手数料条例の一部を改正する条例

総社市手数料条例（平成17年総社市条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第2（第2条関係）			別表第2（第2条関係）		
事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額	事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額
1 略			1 略		
2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	(1)～(5) 略 (6) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000k1以上5,000k1未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>145万円</u> イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000k1以上1万k1未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	(1)～(5) 略 (6) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000k1以上5,000k1未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>118万円</u> イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000k1以上1万k1未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所

改正後			改正前		
		<p><u>172万円</u></p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万k1以上5万k1未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所</p> <p><u>192万円</u></p> <p>エ 危険物の貯蔵最大数量が5万k1以上10万k1未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所</p> <p><u>236万円</u></p> <p>オ 危険物の貯蔵最大数量が10万k1以上20万k1未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所</p> <p><u>274万円</u></p> <p>カ 危険物の貯蔵最大数量が20万k1以上30万k1未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所</p> <p><u>564万円</u></p> <p>キ 危険物の貯蔵最大数量が30万k1以上40万k1未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所</p>			<p><u>141万円</u></p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万k1以上5万k1未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所</p> <p><u>159万円</u></p> <p>エ 危険物の貯蔵最大数量が5万k1以上10万k1未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所</p> <p><u>195万円</u></p> <p>オ 危険物の貯蔵最大数量が10万k1以上20万k1未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所</p> <p><u>227万円</u></p> <p>カ 危険物の貯蔵最大数量が20万k1以上30万k1未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所</p> <p><u>455万円</u></p> <p>キ 危険物の貯蔵最大数量が30万k1以上40万k1未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所</p>

改正後			改正前		
		ウ 略			ウ 略
9～11 略			9～11 略		
12 高圧ガス保安法第20条第1項及び第3項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の完成検査に関する事務	(1) 高圧ガス保安法第20条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査	8の項の右欄に掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額（高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては6,100円）	12 高圧ガス保安法第20条第1項及び第3項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の完成検査に関する事務	(1) 高圧ガス保安法第20条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査	8の項の右欄に掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額（高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては6,100円）
(2)～(4) 略			(2)～(4) 略		
13及び14 略			13及び14 略		
15 高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第18条第2項第8号の規定に基づく高圧ガス保安法第50条第3項に規定する容器検査所の登録に関する事務	略		15 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第8号の規定に基づく高圧ガス保安法第50条第3項に規定する容器検査所の登録に関する事務	略	

改正後	改正前
16～19 略 備考 略	16～19 略 備考 略

附 則
この条例は、令和6年4月1日から施行する。